

「議案第62号 川崎市都市公園条例の一部を改正する等の条例の制定について」に対する附帯決議案

- 1 等々力緑地中央グラウンドの多目的広場等の供用に当たり、利用者の安全が確保されるように配慮すること。
- 2 多目的広場の市民利用の範囲について、スポーツに親しむ市民の利用に配慮すること。
- 3 現在、等々力緑地再編整備計画を進めているが、等々力緑地の全体計画に鑑み、等々力緑地中央グラウンドの施設の利用のあり方について再検討すること。
- 4 公園施設利用者の利便性を向上させるため、公園施設の供用時間の見直しを進めること。